

# 2018 年次レポート

(2018 年 7 月 1 日～2019 年 6 月 30 日)



## 【ごあいさつ】消費者問題ネットワークしずおか 代表 色川卓男



「利用者は、自己の責任と危険負担において施設を利用するものとし、会社は一切の責任を負わない」というような記載はスポーツ施設等でよくみられるのですが、これは事業者の責任を免除することはできないとする消費者契約法第八条に違反します。ではなぜ今でもこのような規程を見かけるのでしょうか。それは誰も違反であることを指摘しないからです。

このように行政だけではカバーしきれない部分を行うのが適格消費者団体です。消費者運動の脆弱化が大きな問題となっている今、よりよい社会構築のために、私たちネットしずおかもこのような適格消費者団体と連携して、消費者運動を推進していくことが求められているといえるでしょう。

## 『消費者問題の解決と消費者の権利の確立をめざしましょう』

第 13 期総会 2018 年 8 月 1 日（水）静岡県司法書士会館



2017 年度活動報告・決算、2018 年度活動計画・予算が承認され、2018 年度役員が選任されました。

第 2 部は「成年年齢引き下げ後の消費者教育の在り方」と題した学習会を行いました。基調講演「成年年齢引き下げについて」(中央大学大学院法務研究科教授 宮下 修一 氏)、報告「成年年齢引き下げに対応する消費者教育政策について」(消費者庁消費者教育地方協力課消費者教育推進室長 米山 眞梨子 氏)をいただいた後、静岡県県民生活課消費者支援班長 鈴木公康氏、当ネットワークより小楠展央司法書士、小澤吉徳司法書士

も参加してパネルディスカッションを行い、青少年への消費者教育の現在の取り組み状況や課題について意見交換を行いました。

## 【消費者行政への参画】

浜松市、静岡市、沼津市、富士市の消費者教育推進地域協議会の会長を色川代表が務めました。また、県司法書士会、各地区労働者福祉協議会、静岡県労働金庫、しずおか市消費者協会、静岡県生活協同組合連合会より各市町の協議会委員を派遣しました。

## 【消費生活相談員資格取得対策講座（静岡県委託事業）】



静岡県委託事業として平成 30 年度消費生活相談員資格取得支援講座を受託し、6 月から 9 月までの 9 日間、静岡市内で開講しました。

司法書士を中心とする講師陣が講座テキストと過去問題解説を作成しました。

30 名が受講し国民生活センター主催の資格試験にチャレンジしました。28 名が受験し、最終合格者は 10 名 (35.7%) でした。

### 【行政との連携・静岡市消費生活・計量展に出展】



12月8日(土)・9日(日)、青葉シンボルロード(静岡市葵区呉服町)にて静岡市主催の「消費生活・計量展」が開催され、「消費者カクイズ」ブースを出展しました。消費者クイズに答えていただき、答合わせをしながら知識や対応方法について学んでいただきました。

2日間で227人の方々にご参加いただきました。回答者と答え合わせをしながら、消費者問題についての情報提供・共有をおこないました。

### 【大学との連携・静岡大学学際科目への参加】

静岡大学学際科目「消費について考えよう」の中で「消費者契約」「マネー」「食の安全」の講座で講師を派遣し、学生の消費者力アップに貢献しました。



### 【啓発活動・行政と連携した取り組み】

静岡市が主催する「静岡市消費生活サポーター養成講座」の中で、「身近におきる消費者トラブルから学ぼう」「契約とは、クーリング・オフとは」の講師を派遣しました。

### 【しずおか消費者ユニオンとの懇談】



2019年4月18日、NPO法人しずおか消費者ユニオン(理事長 宮下修一氏、事務局長 靄岡寿治氏)との懇談を行いました。

静岡県内消費者へのお役立ちのために両組織が協力し合うことの意義を確認し、できるところからの協力・連携を進めていくことを確認しました。

### 【役員会】

2018年度は6回(2018年9月11日・11月27日・2019年2月7日・4月18日・5月27日・7月29日)開催し、年度方針に基づく取り組みの具体化や状況報告、各団体からの報告と意見交換を行いました。

## 消費者問題ネットワークしずおか

〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-3-14 YS 静岡呉服町ビル8階

(静岡県生活協同組合連合会内)

TEL 054-253-5987 FAX 054-272-6971

代表 色川 卓男(静岡大学学術院教育学領域教授)

2019年8月発行